

資 料

英米刑事法研究 (38)

英米刑事法研究会
(代表者 小川 佳樹)

〈アメリカ刑事判例研究〉

アメリカ合衆国最高裁判所2018年10月開廷期
刑事関係判例概観

田中利彦	洲見光男
滝谷英幸	松田正照
小島 淳	野村健太郎
藤井智也	佐藤友幸
杉本一敏	原田和往
大庭沙織	芥川正洋
小川佳樹	渡邊卓也

アメリカ刑事判例研究

アメリカ合衆国最高裁判所2018年10月開廷期
刑事関係判例概観

- | | |
|--|---|
| I はじめに | VII ヘイピアス・コーパス |
| II 逮捕, 捜索・押収 | Shoop v. Hill, 139 S. Ct. 504
(2019) (per curiam) |
| Mitchell v. Wisconsin, 139 S. Ct.
2525 (2019) | IX 刑事実体法 |
| City of Escondido v. Emmons,
139 S. Ct. 500 (2019) (per curiam) | Rehaif v. United States, 139 S. Ct.
2191 (2019) |
| Nieves v. Bartlett, 139 S. Ct. 1715
(2019) | United States v. Davis, 139 S. Ct.
2319 (2019) |
| III 弁護 | United States v. Stitt, 139 S. Ct.
399 (2018) |
| Garza v. Idaho, 139 S. Ct. 738
(2019) | Stokeling v. United States, 139 S.
Ct. 544 (2019) |
| IV 事実審理手続 | Lorenzo v. SEC, 139 S. Ct. 1094
(2019) |
| Flowers v. Mississippi, 139 S. Ct.
2228 (2019) | Quarles v. United States, 139 S.
Ct. 1872 (2019) |
| V 二重の危険 | X その他 |
| Gamble v. United States, 139 S.
Ct. 1960 (2019) | Timbs v. Indiana, 139 S. Ct. 682
(2019) |
| VI 量刑 | Gundy v. United States, 139 S. Ct.
2116 (2019) |
| United States v. Haymond, 139 S.
Ct. 2369 (2019) | Dawson v. Steager, 139 S. Ct. 698
(2019) |
| Mont v. United States, 139 S. Ct.
1826 (2019) | Nielsen v. Preap, 139 S. Ct. 954
(2019) |
| VIII 死刑 | Republic of Sudan v. Harrison,
139 S. Ct. 1048 (2019) |
| Moore v. Texas, 139 S. Ct. 666
(2019) (per curiam) | Cochise Consultancy, Inc. v.
United States <i>ex rel.</i> Hunt, 139 S. |
| Madison v. Alabama, 139 S. Ct.
718 (2019) | |
| Bucklew v. Precythe, 139 S. Ct.
1112 (2019) | |

Ct. 1507 (2019)	McDonough v. Smith, 139 S. Ct.
Taggart v. Lorenzen, 139 S. Ct.	2149 (2019)
1795 (2019)	

I はじめに

本概観では、アメリカ合衆国最高裁判所（連邦最高裁）2018年10月開廷期の26件の刑事関係判決を紹介する。

本開廷期開始直後の2018年10月6日、紆余曲折を経て、カヴァノー裁判官が連邦最高裁の裁判官に就任した。保守・リベラルの間の浮動票の役回りを担ったケネディ裁判官の後任であり、その投票行動にも注目が集まったが、本概観で紹介する刑事関係判決では、判決に関与しなかった3件を除く23件——*per curiam* も含む——のうちの1件を除き、ロバーツ長官と同意見で、一致率は95パーセントに達する。本開廷期の判決全体についても同様の傾向がみられる。ロバーツ長官が先例重視であり、カヴァノー裁判官の就任1か月半後に、司法の独立・権威を主張してトランプ大統領と対決したという状況を考えると興味深い⁽¹⁾。

本概観で紹介するうち、5対4または5対3——カヴァノー裁判官が判決に関与していない場合——の判決は4件あった。そのうち、保守とリベラルの色分けに沿ったものは、死刑囚の体質を理由とする薬剤投与による死刑執行の是非が争点の *Bucklew* 判決、および、退去強制手続中の外国人の身柄拘束に関する規定の解釈が争点の事件として「その他」で触れた *Preap* 判決の2件のみであった。「刑事実体法」で紹介した、暴力的犯罪などの際またはこれに関連して火器が使用されるなどした場合の刑の加重規定の合憲性が争点の *Davis* 判決では、保守的な傾向が強いとされているゴーサッチ裁判官執筆の法廷意見にリベラルに区分される裁判官が同調して多数を形成し、また、認知症によって自らの犯行の記憶をなくした死刑囚に対する刑の執行の適否が争点の *Madison* 判決では、ロバーツ長官がリベラルとともに多数を形成した。

法廷意見が形成されず、4人の多数意見の結論に同調する裁判官が1人いた

(1) 田中利彦ほか「アメリカ合衆国最高裁判所2017年10月開廷期刑事関係判例概観」比較法学53巻1号130頁〔田中〕(2019年)参照。

ことで結論についての多数が形成されたものとして、「量刑」で紹介した、児童ポルノ所持で有罪となった者が再度同様の行為に及んだことによる監督付き釈放の取消事件において、裁判官のみの証拠の優越による認定で5年から終身までの期間の拘禁刑を科すべきことを定めた規定の合憲性が争点となった Haymond 判決、および、「その他」で紹介した、性犯罪者登録及び通知法が合衆国憲法修正1条に違反するかが争点の Gundy 判決がある。「搜索・押収」の Mitchell 判決も形のうえではこれらと似通っているが、実質は異なる。

Mitchell 判決において、連邦最高裁は、嗜眠状態の飲酒運転被疑者から令状なしに血液を採取したことは合衆国憲法修正4条に違反しないとした州最高裁の判決を破棄したが、多数意見の内容は、その結論から想像されるものとはやや趣旨が異なる。多数意見は、「飲酒運転を疑うに足りる相当な理由があり、運転者が意識不明あるいは昏睡の状態にあるため、運転者を病院などに搬送する必要があるときは、ほとんど常に、血中アルコール濃度の測定のための血液検査を無令状で実施することが許される」、「本判断は、Mitchell において、無令状の血液検査を許す事情がなかったことを立証する可能性を排除するものではない」などとして、州裁判所において、緊急の状況を理由に飲酒運転被疑者から無令状で採血をすることが許容される範囲について、具体的事実関係に即して判断させるために事件を差し戻した。そして、トーマス裁判官は、血中アルコールの自然の代謝自体が緊急性を生じさせるとの準則を適用すべきとの持論を述べたうえ、多数意見の結論に同意したのであった。これに対し、ソトマイヨール裁判官の反対意見は、本件は、州が依拠していた採血についての黙示の同意論を斥けるだけでよかったのに、州が主張してこなかった緊急の状況について踏み込んだもので、ほとんどないような場合以外のすべての場合において、令状取得のための時間が十分にあるときでさえも、意識のない者からの無令状での採血を許容しようとするものであるとして批判する。一方、別に反対意見を述べたゴーサッチ裁判官は、緊急の状況の問題をいま自らとり上げるのではなく、将来その問題が提起される機会を待つべきで、本件の上告受理は不用意になされたものとして却下すべきであるとしている。

このほか注目された判決として、上訴しないとの合意を含む答弁合意をして判決を受けたが、上訴をしようとした被告人に翻意を促すとともに、上訴期間を徒過させた弁護人の行動によって、有効な弁護を受ける権利が侵害されたかが争点の Garza 判決、州で有罪となった者を連邦法に基づいて同一の行為で起訴することが二重の危険に当たるかが争点の Gamble 判決、「その他」で紹介

介した、州の民事没収——あるいは、民事対物没収ともいわれる——の合憲性が争点の *Timbs* 判決がある。

Timbs 判決について若干付言しておく、民事没収とは、付加刑として科される没収——刑事没収——とは異なり、独立の民事的な手続で一定の財産に対して行われるもので、連邦では、合衆国法典第18編983条などのほか、連邦民事手続規則の補則の「G 対物没収訴訟 (Rule G. Forfeiture Actions in Rem)」にその手続が定められている。州でもそれぞれ手続が法定されている。対象財産所有者はその手続に異議を申し立てて参加することで当事者となる。連邦の民事没収については、*Austin* 判決⁽²⁾において「過重な罰金の禁止」条項の適用があるとされていた。本件で、州側は、*Austin* 判決は覆されるべきであり、また、民事没収への同条項の適用は「我が国の秩序ある自由の体系上基本的な」ものではないなどとして争ったが、*Timbs* 判決は、*Austin* 判決を覆すべきとの主張は州裁判所の手続でされていない新たな主張であり、合衆国憲法修正8条の「過重な罰金の禁止」条項の州への適否は個別の場面ごとに問われるものではないとしてこれらの主張を斥けた。この判決については、民事没収への修正8条の適用問題の再検討について将来に含みを残したものと受け止め方もある。

(田中利彦)

II 逮捕, 搜索・押収

・ *Mitchell* 判決⁽³⁾

本件は、飲酒運転の容疑で逮捕した自動車の運転者が意識不明となったので、同人を病院に搬送して血中アルコール濃度の測定のための血液検査を実施したことが、合衆国憲法修正4条に違反するかが争点となった事案である。

上告人 *Mitchell* は、路上で簡易呼気検査を受け、飲酒運転の容疑で逮捕された。警察官は、より信頼できる呼気検査を実施するため、*Mitchell* を警察署に連行することとした。*Mitchell* が、警察署に到着する前に、呼気検査を受け

(2) *Austin v. United States*, *infra* note 46.

(3) *Mitchell v. Wisconsin*, 139 S. Ct. 2525 (2019). アリート裁判官執筆の相対的多数意見(ロバーツ長官, ブライヤー, カヴァノー各裁判官同調)のほか、トーマス裁判官の結論同意意見, ソトマイヨール裁判官の反対意見(ギンズバーグ, ケーガン各裁判官同調), ゴーサッチ裁判官の反対意見がある。

られないほどの嗜眠状態 (lethargic) に陥ったので、警察官は、血液検査を実施するため、Mitchell を近くにある病院に搬送することとした。Mitchell は、病院に到着する前に意識不明となったが、警察官は病院職員に Mitchell の血液を採取させた。血液検査により、法定の許容レベルを超える血中アルコール濃度 (BAC) が測定された。飲酒運転の罪で起訴された Mitchell は、血液検査が無令状で実施されたので、不合理な捜索を受けない修正 4 条の権利を侵害されたとして、検査結果につき証拠排除を申し立てた。州の第 1 審裁判所は申立てを認めず、有罪の言渡しをした。州控訴裁から意見確認 (certification) を受けた州最高裁は、意識不明の運転者に対する血液検査は修正 4 条に違反しないと判断したうえ、Mitchell の有罪判決を確認した。

連邦最高裁は、州最高裁の判断を破棄し、事件を差し戻した。相対的多数意見は、大要、次のとおりである。

BAC を測定する検査は、修正 4 条にいう捜索に当たる。捜索が合理的であるためには、通常、令状が必要であるが、証拠がいまにも破壊されようとしていて、それを防止する必要があるときは、緊急状況の例外により、無令状の捜索が許される。血中アルコールが自然の代謝によって消失することだけでは、緊急状況の例外を適用することはできない。

官憲の行動に対するやむにやまれぬ必要があり、令状を取得する時間がないときは、緊急状況の例外により、無令状の捜索が許される。呼気検査を受けられない状態にある飲酒運転者については、血液検査を実施する、やむにやまれぬ必要が認められる。道路の安全は極めて重要な公共の利益であること、BAC により処罰の程度を異にする制度は道路の安全の利益を増進するうえで重要であること、BAC を証拠とするには、事実審理で耐えられるだけの精度の高い検査が必要であることなどは、血液検査を実施する必要の重要性を基礎付ける。

問題は、令状を取得する時間がないため、こうしたやむにやまれぬ必要により無令状の捜索が正当化されるかである。Schmerber 判決⁽⁴⁾によると、BAC 証拠が消失するものであることに加え、令状取得手続をとるよりも優先させるべき健康上、安全上あるいは法執行上の必要があるときは、緊急状況の例外が適用される。運転者が意識不明であるということは、それにより、単に血液検

(4) Schmerber v. California, 384 U.S. 757 (1966) [紹介、田宮裕・アメリカ法 1967年 2号328頁 (1967年)、塚本重頼『アメリカ刑事法研究』154頁 (中央大学出版部、1978年)].

査を実施する緊急の必要が生じるだけでなく、運転者を病院に搬送して治療を受けさせなければならないことを意味する。科学技術の進歩により、令状取得に要する時間が短縮されてきているとはいえ、令状取得手続をとることに伴うコストは極めて大きい。

飲酒運転を疑うに足りる相当な理由があり、運転者が意識不明あるいは昏睡の状態にあるため、運転者を病院などに搬送する必要があるときは、ほとんど常に、BACの測定のための血液検査を無令状で実施することが許される。本判断は、Mitchellにおいて、無令状の血液検査を許す事情がなかったことを立証する可能性を排除するものではない。

(洲見光男)

・その他

逮捕、搜索・押収に関する本開廷期の判決としては、ほかに、逮捕に際して過度の実力を行使したとして、警察官が合衆国法典第42編1983条による損害賠償の請求をされた事案につき、警察官の行為は、本件具体的な状況のもとで、明確に確立した修正4条の権利を侵害したとはいえないとして、請求を認容した原判決を破棄し、事件を差し戻した Emmons 判決⁽⁵⁾、自己の発言への報復として逮捕され、合衆国憲法修正1条の権利を侵害されたとして損害賠償の請求をする者は、逮捕に相当な理由があった場合には、逮捕官憲が報復目的をもっていなかったならば逮捕しなかったであろうことを立証しなければならないなどとして、請求を認容した原判決を破棄し、差し戻した Bartlett 判決⁽⁶⁾がある。

(洲見光男)

(5) City of Escondido v. Emmons, 139 S. Ct. 500 (2019) (per curiam).

(6) Nieves v. Bartlett, 139 S. Ct. 1715 (2019). ロバーツ長官執筆の法廷意見（ブライヤー、アリート、ケーガン、カヴァノー各裁判官同調、トーマス裁判官一部同調）のほか、トーマス裁判官の一部同意・結論同意意見、ゴースッチ裁判官の一部同意・一部反対意見、ギンズバーグ裁判官の一部結論同意・一部反対意見、ソトマイヨール裁判官の反対意見がある。

Ⅲ 弁護

・ Garza 判決⁽⁷⁾

1999年10月開廷期の Flores-Ortega 判決⁽⁸⁾は、弁護人の弁護活動が不十分であったために被告人が上訴の機会を失った場合、被告人が、上訴に関してあり得る主張の実体 (merits) を示さずとも、被告人に不利益があったものと推定される、というルールを提示した。本件は、被告人が有罪答弁という形でいわゆる上訴権放棄 (appeal waiver) を行ったケースにおいてもこのルールが妥当するか否かが問題となった事案である。

上告人 Garza は、アイダホ州により訴追された犯罪に関する 2 つの有罪答弁書に署名したが、そのいずれにも、上訴権を放棄する旨の条項が含まれていた。アイダホ州の裁判所はこの合意を承認し、これに従った刑期を宣告した。

その後すぐ、Garza は、事実審を担当した弁護人に対し、電話や手紙で控訴したいという意思を繰り返し伝えた。しかし、弁護人は「あなたは上訴権を放棄したのであるから、控訴することには問題がある」と告げ、期間内に控訴の手続を行わなかった。

有罪判決から 4 か月後、Garza はアイダホ州の裁判所に対して有罪判決確定後の救済手続を求め、その際、彼が希望したにもかかわらず弁護人は控訴の手続を怠ったのであり、これは不十分な弁護活動であると主張した。アイダホ州の事実審裁判所はこれを斥け、州控訴裁、州最高裁とも、この判断を維持した。州最高裁は、上訴権放棄がなされたことを踏まえると、Garza は、弁護活動が不十分であったこと、および、その結果として自らに不利益が生じたことの両方を示す必要があるが、Garza はそれを行っていない、と述べた。

以上の事案について、連邦最高裁は、大要次のように述べて原判決を破棄し、事件を差し戻した。

(7) Garza v. Idaho, 139 S. Ct. 738 (2019). ソトマイヨール裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官、ギンズバーグ、ブライヤー、ケガン、カヴァノー各裁判官同調) のほか、トーマス裁判官の反対意見 (ゴースッチ裁判官同調、アリート裁判官一部同調) がある。

(8) Roe v. Flores-Ortega, 528 U.S. 470 (2000) [紹介, 小早川義則『デュー・プロセスと合衆国最高裁Ⅲ——弁護人依頼権, スーパー・デュー・プロセス』218頁 (成文堂, 2013年)].

合衆国憲法修正6条は、被告人に対して有効な弁護を受ける権利を保障している。そして、被告人は、有効な弁護を受けられなかったと主張するために、①弁護人の活動が客観的にみて合理的な水準を下回ったこと、および、②それによって防衛活動に不利益が生じたことを示さなければならない。しかし、Strickland 判決⁽⁹⁾によれば、一定の場面においては、不利益が推定される。そして、Flores-Ortega 判決によれば、弁護人の活動が連邦憲法上要請される水準に達せず、そのために被告人が上訴の機会を失ったという場合にも、不利益の推定が及ぶ。当裁判所は、本件において、被告人が上訴権を放棄した場合であってもなお不利益の推定が及ぶことを明らかにするものである。

本件では、上訴権の放棄と上訴通告書 (notice of appeal) の提出という2つの事柄について検討する必要がある。

まず、上訴権の放棄というものは、上訴権の完全な消滅を意味するものではなく、ただその射程に含まれる主張のみを排除するに過ぎない。上訴権放棄書面に署名することが上訴に関連する多くの主張を放棄することを意味するとしてもなお一定の主張をすることは可能なのである。

次に、上訴通告書を提出することは純粹に事務的な (ministerial) 仕事であり、弁護人に大きな負担を課すものではない。例えば、連邦の制度のもとで、上訴通告書に記載しなければならないのは、誰が上訴をするのか、上訴の対象は何か、どの裁判所に上訴を申し立てるのか、ということだけであり、一般に州の手続でも同様である。上訴をするか否かは究極的には被告人自身が決めるのであり、上訴通告書を提出することは、シンプルで実質的な内容を伴わない、被告人の判断に委ねられた行為なのである。

以上を踏まえると、被告人から上訴通告書を提出するよう求められた弁護人がこれに応じなかった場合、それを弁護活動上の戦略的な行動とは評価できない。

それでは、Flores-Ortega 判決にいう不利益の推定は、上訴権放棄がなされたとしてもなお妥当するか。同判決によると、被告人は、不利益の推定を受け

(9) Strickland v. Washington, 466 U.S. 668 (1984) [紹介、鈴木義男編『アメリカ刑事判例研究第3巻』124頁〔加藤克佳〕(成文堂、1989年)、渥美東洋編『米国刑事判例の動向Ⅲ』90頁〔椎橋隆幸〕(中央大学出版部、1994年)、憲法訴訟研究会＝芦部信喜編『アメリカ憲法判例』342頁〔宮城啓子〕(有斐閣、1998年)、樋口範雄ほか編『アメリカ判例百選』118頁〔岡田悦典〕(有斐閣、2012年)、小早川・前掲注(8)189頁]。

るために、弁護人の不十分な行動によって、それがなければ被告人が行ったであろう上訴の機会が失われたということを示すだけで足り、それ以上に、上訴に関してあり得る主張の実体を示す必要はない。本件で Garza が上訴を望んだことは明らかであるから、不利益の推定が及ぶことになるのであり、上訴権放棄がなされたという事情はこれを左右するものではない。

なお、アイダホ州や法廷助言者 (*amicus*) である連邦政府は、上訴権放棄がなされた場合には、被告人が、放棄の対象に含まれない主張に基づく上訴を弁護人に求めたか、少なくともそれに興味を示したことを要する、などと主張する。しかし、上訴において具体的にいかなる主張を行うかを決めるのは被告人ではなく弁護人の役割であって、本件のように上訴権放棄がなされた場合であってもそれは同じであるから、被告人に他のケースよりも高いハードルを課すべきではない。また、有罪判決確定後の救済手続を担当する裁判所にとって、有罪判決宣告当時に被告人が上訴に関していかなる主張を予定していたかを判断することは非常に困難である。したがって、アイダホ州や連邦政府の主張は、不公正であり、また、非実践的でもあるため、採用できない。

(滝谷英幸)

IV 事実審理手続

・ Flowers 判決⁽¹⁰⁾

本件は、陪審選定手続における検察官による専断的忌避権の行使が、人種を理由としてなされたものでないかが争われた事案である。

上告人 Flowers——黒人——は、4人を謀殺した事実で6回の審理を受けた。1回目および2回目の審理に係る陪審選定手続では、検察側は黒人の陪審員候補者全員に対して専断的忌避権を行使した。1回目および2回目の審理では、いずれも陪審は Flowers を有罪とし、同人には死刑が言い渡されたが、検察側の瑕疵 (*misconduct*) により、有罪判決はいずれも州最高裁により破棄された。

3回目の審理に係る陪審選定手続では、検察側は15回の行使が認められてい

(10) Flowers v. Mississippi, 139 S. Ct. 2228 (2019). カヴァノー裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官, ギンズバーグ, ブライヤー, アリート, ソトマイヨール, ケーガン各裁判官同調) のほか, アリート裁判官の同意意見, トーマス裁判官の反対意見 (ゴースッチ裁判官一部同調) がある。

る専断的忌避権のすべてを黒人の陪審員候補者に対して行使した。陪審は Flowers を有罪とし、同人には死刑が言い渡されたが、州最高裁は、陪審選定手続における検察側の専断的忌避権の行使は、人種を理由としてなされたもので、Batson 判決⁽¹¹⁾——人種を理由に陪審員候補者に対して専断的忌避権を行使することは合衆国憲法修正14条（平等原則）に反するとした——違反であるとして、有罪判決を破棄した。

Flowers の4回目および5回目の審理は評決不成立（hung jury）により無効（mistrial）に終わった。4回目の審理に係る陪審選定手続では、検察側は黒人の陪審員候補者に対して専断的忌避権を11回行使した。5回目の審理に係る陪審選定手続については、陪審員候補者の人種に関する入手可能な情報が全くない。

6回目の審理に係る陪審選定手続では、検察側は専断的忌避権を6回行使し、そのうちの5回は黒人の陪審員候補者に対するものであった。Flowers は Batson 判決を根拠に異議申立てをしたが、事実審裁判所は、5回の専断的忌避権の行使それぞれにおいて、検察側は人種中立的な理由を示したとした。陪審は Flowers を有罪とし、同人には死刑が言い渡され、州最高裁もこれを支持した。連邦最高裁は、上告を受理し、Foster 判決⁽¹²⁾——黒人の陪審員候補者に対する検察側の専断的忌避権の行使は人種差別的な意図によってなされたものであるとした——に照らし事件を再審理させるため、州最高裁の判決を破棄し、事件を差し戻した⁽¹³⁾。そして、州最高裁は、再び Flowers の有罪判決を支持した。

再度の上告を受理した連邦最高裁は、概ね次のような判断を示して、州最高裁の判決を破棄し、事件を差し戻した。

関連する事実および状況のすべてが合わさると、Flowers の6回目の審理に係る陪審選定手続で、黒人の陪審員候補者である Wright に対する検察側の専

(11) Batson v. Kentucky, 476 U.S. 79 (1986) [紹介、橋本裕蔵・比較法雑誌20巻3号120頁（1986年）、藤田浩・判例タイムズ642号51頁（1987年）、鈴木義男編『アメリカ刑事判例研究第4巻』118頁〔宮崎英生〕（成文堂、1994年）、樋口ほか編・前掲注（9）128頁〔小山田朋子〕]。

(12) Foster v. Chatman, 136 S. Ct. 1737 (2016) [紹介、麻妻みちる・比較法雑誌51巻1号229頁（2017年）、井上善樹＝河野明日香・法律のひろば70巻6号55頁（2017年）、田中利彦ほか「アメリカ合衆国最高裁判所2015年10月開廷期刑事関係判例概観」比較法学51巻1号172-174頁〔松田正照〕（2017年）]。

(13) Flowers v. Mississippi, 136 S. Ct. 2157 (2016)。

断的忌避権の行使は、実質的に差別的な意図によってなされたとはいえないとした点で、事実審裁判所が明白な誤りを犯したことが明らかとなる。

Flowers の 1 回目から 6 回目の審理に係る陪審選定手続において、検察側に黒人の陪審員候補者を忌避する一貫したパターンがある本件では、Batson 判決が関係する争点について判断するにあたり、4つのカテゴリーの証拠が大きな意味をもつ。すなわち、① Flowers の 6 回の審理に係る陪審選定手続の過程、② 6 回目の審理に係る陪審選定手続における、6名の黒人の陪審員候補者のうちの5名に対する検察側の専断的忌避権の行使、③ 6 回目の審理に係る陪審選定手続における、黒人の陪審員候補者と白人の候補者に対する、検察側からの全く共通点のない質問、④ 6 回目の審理に係る陪審選定手続において、黒人の陪審員候補者を忌避したことに対する検察側が示した理由——上記候補者と同様の事情を有する白人の陪審員候補者は選任されている——である。

Flowers の 1 回目から 4 回目までの審理に係る陪審選定手続における、検察側による専断的忌避権の行使の過程をみると、Flowers の 6 回目の陪審選定手続における検察側による専断的忌避権の行使が、本質的に差別的な意思によるものであったという結論が強固に支持される。検察側は、1 回目から 4 回目までの審理に係る陪審選定手続で、36名すべての黒人の陪審員候補者を忌避しようとした。黒人を陪審から取り除く検察側の執拗で、かつ決定的な試みは、検察側が、可能な限り少数の黒人からなる陪審——理想的にはすべて白人からなる陪審——で Flowers を審理しなかったことを強固に示している。

Flowers の 6 回目の審理に係る陪審選定手続で、検察側は 6 名の黒人の陪審員候補者のうち 5 名に対して専断的忌避権を行使したが、それは 1 回目から 4 回目までの陪審選定手続における専断的忌避権の行使と同じパターンに従っているのである。

陪審員候補者に対する共通点のない質問は差別的な意図の証明になり得る。本件で、検察側は黒人の陪審員候補者に質問するのに、選任された白人の陪審員よりもかなり多くの時間を費やした。5名の黒人の陪審員候補者には145の質問がなされたのに対して、11名の白人の陪審員候補者には12の質問がなされたにとどまる。記録は、陪審員候補者の特徴の違いが唯一の理由で、黒人と白人の陪審員候補者にそれぞれ異なった形で質問したという検察側の説明が不実であることを示している。1 回目から 4 回目までの審理に係る陪審選定手続の過程から得られた証拠ならびに 6 回目の審理に係る陪審選定手続における 6 名の黒人の陪審員候補者のうち 5 名に対する検察側の忌避とともに、6 回目の審

理における黒人の陪審員候補者と白人の陪審員候補者に対する全く共通点のない質問が、検察側が本質的には差別的な意図によって動かされていたことを強固に示している。

忌避された陪審員候補者と忌避されなかった候補者を比較することは、Batson 判決違反があったかどうかを判断するにあたって重要な一歩となり得る。Wright が被告人側の複数の証人と知り合いであり、Flowers の父が働いていた場所で同人も働いていたという理由で、Wright は忌避されたと検察側は説明する。しかし、3名の白人の陪審員候補者も同様に事件関係者と知り合いであり、検察側はその陪審員候補者に事件関係者との関係について一切個人的な質問をしなかった。また、白人の陪審員候補者も同様に Flowers の家族と関係があったが、検察側は、その関係の深さを追及するためにさらに質問をすることはなかった。本件における文脈全体が、Wright に対する検察側による専断的忌避権の行使を疑わしいものにしてしているのである。

(松田正照)

V 二重の危険

・ Gamble 判決⁽¹⁴⁾

本件は、1つの銃器所持行為につき州により訴追され有罪とされた後、さらに連邦により訴追されることが、合衆国憲法修正5条の二重の危険条項に反するかどうか——二重主権論に立つ一連の先例を変更すべきか否か——が争点となった事案である（本判決は、本件で州の訴追した事実と連邦の訴追した事実は Blockburger 判決⁽¹⁵⁾の提示した基準のもとでは「同一の犯罪」に当たるものと「仮定」したうえで、二重主権論を維持することの是非に焦点を当てて検討している）。

上告人 Gamble は、強盗罪の前科を有していたところ、アラバマ州法違反——暴力を用いた犯罪の前科を有する者による銃器所持の罪および薬物所持の罪——の事実で起訴され、有罪答弁を経て同州裁判所で有罪判決を受けた。そ

(14) Gamble v. United States, 139 S. Ct. 1960 (2019). アリート裁判官執筆の法廷意見（ロバーツ長官、トーマス、ブライヤー、ソトマイヨール、ケーガン、カヴァノー各裁判官同調）のほか、トーマス裁判官の同意意見、ギンズバーグ裁判官の反対意見、ゴースッチ裁判官の反対意見がある。

(15) Blockburger v. United States, 284 U.S. 299 (1932).

の後、連邦の検察官が、同じ銃器所持行為につき、連邦法違反を構成するとして Gamble を起訴したところ、同人は、当該起訴は州裁判所で有罪判決を受けたのと「同一の犯罪」についての起訴であり、修正 5 条の禁止する二重の危険に晒すものであるとして手続の打ち切りを求める申立てをした。

しかし、連邦地裁は、別々の主権 (sovereign) によって訴追された場合には各犯罪は二重の危険条項にいう「同一の犯罪」には該当しないとする「二重主権論」に基づきこの申立てを斥けた。その後、Gamble は連邦法違反の事実につき——二重の危険条項に基づく申立てを留保する形で——有罪答弁をし、それに基づいて宣告された有罪判決につき、二重の危険条項に違反することを理由に控訴した。しかし、第 11 巡回区連邦控訴裁はこれを斥けた。

上告を受理した連邦最高裁は、以下のように述べて、原判決を維持した。

二重主権論は修正 5 条の文言から当然に導かれるものであり、二重の危険の「例外」ではない。二重の危険条項は個人を「同一の犯罪」に基づき二度危険に晒されることから保護するものであるが、同条項の制定当初より、「犯罪」は法律 (law) により設けられ、法律は主権ごとに設けられるものと理解されてきた。そうだとすると、主権が 2 つあれば法律も 2 つあり、「犯罪」も 2 つあると解すべきことになる。

Gamble は、二重の危険条項は、その制定経緯に照らし、訴追者 (主権) が異なるか否かにかかわらず同一の行為について連続して訴追がなされることを禁止する趣旨で設けられた旨主張する。しかし、仮に制定者の意思について憶測 (conjectures) を述べるのが許されるとしても、ここではむしろ訴追側の提示する憶測の方に説得力がある。

当裁判所の先例も「同一の犯罪」を主権ごとに算定する解釈に立脚している。同一の行為に基づき処罰する場合でも、それにより守られる利益——処罰を基礎付ける侵害——は主権ごとに異なり得る。そうした理解は、南北戦争よりも前に出された先例においてすでに提示され、その後も当裁判所においてはそうした理解を前提とする判断が今日までの長きにわたり一貫して積み重ねられてきている。

Gamble は英米における過去の判決や権威ある書物 (treatises) から読み取れる二重の危険条項の保障と当裁判所の先例が保障する内容が矛盾する旨主張する。しかし、それらの主張はいずれも当裁判所が先例から離脱することを「正当化する特別な事情」を構成するに足るものではない。

Gamble のその他の主張——すなわち、①編入 (incorporation) 理論により

二重主権論は理論的な基礎を失ったとする主張や、②連邦の刑事実体法のカヴァーする範囲が拡大したことで州と連邦による同一の行為についての連続訴追の危険が増大し、二重主権論の問題性が浮き彫りになっているとの主張——も、先例拘束性 (*stare decisis*) を破ることを正当化しない。①についていえば、確かに、州の捜査官が実質的に合衆国憲法修正4条に反する手続で獲得した証拠も連邦の訴追に際しては証拠とし得るとする「銀盆 (silver-platter) の法理」は修正4条が合衆国憲法修正14条を通じて州にも適用されるようになった——「編入」された——ことを受け、廃棄された。これに対し、二重の危険条項の「編入」は、州が当裁判所の二重の危険条項の解釈に従わなければならないことを意味するところ、当該解釈には二重主権論が長きにわたり含まれてきたのであり、「編入」によりその解釈を変更すべき合理的な理由は存在しない。また、②は、二重主権論が当初より法的に誤りであったことを仮定するものである点で、前述の二重の危険条項の制定当時の理解に関する主張と重なるが、それと同様に説得力を欠く。また、仮に二重主権論を否定したとしても、連邦刑法の拡大に伴う同一の行為についての連続訴追の危険の増大という問題は解消しない。その問題を根本的に解消するためには、Blockburger 判決をも変更しなければならないであろうが、Gamble はそこまでは主張していない。

(小島 淳)

VI 量刑

・ Haymond 判決⁽¹⁶⁾

被告人 Haymond は、児童ポルノ所持——法定刑は10年以下の拘禁刑——で38月の拘禁刑と10年の監督付き釈放を言い渡されたが、刑期満了後、監督付き釈放中に再び児童ポルノ所持を発見された。検察官は、釈放取消しと新たな拘禁を求めた。連邦地裁は、陪審を入れない裁判官のみの審理で、証拠の優越により、児童ポルノ所持の一部について故意を認定した。合衆国法典第18編3583条 (e) (3) は、監督付き釈放条件への違反が認められた場合に、当初の

(16) United States v. Haymond, 139 S. Ct. 2369 (2019). ゴーサッチ裁判官執筆の相対的多数意見 (ギンズバーグ, ソトマイヨール, ケーガン各裁判官同調) のほか、ブライヤー裁判官の結論同意意見, アリート裁判官の反対意見 (ロバーツ長官, トーマス, カヴァノー各裁判官同調) がある。

犯罪——本件では児童ポルノ所持——に応じて決まる上限を超えない限りで、新たな拘禁刑（追加刑）を言い渡すことを認めている。本条により、本件では、2年以下の追加刑を言い渡すことが可能になる。ところが、これとは別に、3583条(k)が、監督付き釈放期間中に児童ポルノ所持を含む一定の犯罪が行われたことを証拠の優越により認定した場合につき、5年ないし終身の範囲内で追加刑を言い渡さなければならないと定めているため、連邦地裁は、下限である5年を言い渡した。Haymondは控訴し、事実誤認と連邦憲法違反を主張した。第10巡回区連邦控訴裁は、3583条(k)は合衆国憲法修正5条および修正6条に違反すると判断した。陪審が合理的疑いを超えて認定したのは10年以下の拘禁刑が規定された犯罪であるのに、裁判官だけの審理で証拠の優越により5年ないし終身の追加刑を言い渡されるリスクを被告人に負わせることは、両条項により保障された陪審裁判を受ける権利を侵害するものとしたのである。同控訴裁は、連邦地裁判決を破棄し、3583条(k)を適用せずに量刑をやり直すよう、事件を差し戻した。

検察官の上告を受理した連邦最高裁は、結論としては原判決を破棄した。相対的多数意見は、概ね以下のように述べて、3583条(k)は修正5条および修正6条に違反するとの判断を示した。

陪審裁判を受ける権利を保障する修正5条および修正6条は、量刑事実を含めたあらゆる犯罪事実について合理的疑いを超えて立証すべき責務を、検察官に課している。裁判官の量刑権限は、陪審による事実認定に由来し、かつそれに拘束される。

裁判官が刑を加重する場合、陪審が認定した事実について法が認めた刑の枠を逸脱することは、許されない。当裁判所は、Apprendi判決⁽¹⁷⁾において、刑の上限を加重する事由は、陪審により合理的疑いを超えて認定されなければならないと判断し、Alleyne判決⁽¹⁸⁾では、刑の下限を加重する事由についても、同様の規制が及ぶと判断した。

このような当裁判所の考え方によれば、3583条(k)が、陪審の事実認定に

(17) Apprendi v. New Jersey, 530 U.S. 466 (2000) [紹介、高山佳奈子・アメリカ法2001年1号270頁(2001年)、岩田太『陪審と死刑——アメリカ陪審制度の現代的役割』387頁(信山社、2009年)、樋口ほか編・前掲注(9)120頁[岩田太]]。

(18) Alleyne v. United States, 570 U.S. 99 (2013) [紹介、勝田卓也・アメリカ法2014年1号218頁(2014年)]。

よって可能となった刑の下限である0年よりも重い下限である5年が、裁判官のみが行う証拠の優越による事実認定に基づいて設定されると規定している点は、修正5条および修正6条に違反することになる。3583条(k)は、陪審裁判を受ける被告人の権利を侵害するだけでなく、陪審構成員から、裁判官の処罰を限界付けるといふ連邦憲法上認められた権限を奪うものでもある。

これに対し、検察官は、修正6条はあくまで「刑事訴追」に適用されるものであり、判決後の執行手続には適用されないと主張する。しかし、どのような形式によるかにかかわらず、何らかの事実に基づいて刑を重くする場合には、陪審による合理的疑いを超えた認定を要する。他方で、検察官は、Haymondの釈放条件違反に対する追加刑は、陪審による当初の評決によってすでに根拠付けられているとも主張している。しかし、仮にその主張が正しいとすれば、どんなに重い追加刑も、陪審による新たな事実認定を経ずに科し得ることになってしまうし、2252条(b)(2)が、児童ボルノ所持の再犯に対する法定刑として10年ないし20年の拘禁刑を設定している——これを適用するには当然、陪審による事実認定が前提となる——意味も、なくなってしまう。

検察官と反対意見は、かつてのパロールやプロベーションの取消しが修正5条および修正6条に違反しないことを引き合いに出して、3583条(k)による釈放取消しも同様に、両条項に違反しないと主張する。しかし、パロールやプロベーションの取消しは、あくまで当初の量刑で言い渡された拘禁、つまり、陪審の事実認定により根拠付けられた拘禁を改めて執行するものに過ぎないのに対し、監督付き釈放は、当初言い渡された刑期が満了した後の期間に設定されるものであるから、それを取り消して新たな拘禁を行うことは、陪審の事実認定により可能となった範囲を超える処罰を意味する。

反対意見は、刑務所内での懲罰手続が陪審の関与を要しないことも引き合いに出している。しかし、一定期間の拘禁についてその処遇内容を決めるための事実が陪審の認定を要しないからといって、拘禁の可否や期間そのものを根拠付ける事実についても陪審による認定が不要であることにはならない。

(野村健太郎)

・その他

量刑に関する本開廷期の判決としては、ほかに、合衆国法典第18編3624条(e)が監督付き釈放期間の進行停止事由としている「〔新たな犯罪に対する〕有罪判決に関連した拘禁」には、当該期間中に行われた犯罪についてのちに本刑に算入された当該監督付き釈放期間中の未決勾留も含まれるとの解釈を示

し、その停止がなければ監督付き釈放期間が満了していたであろう時期よりも後になされた釈放取消しと追加刑の宣告について、これを適法と認めた Mont 判決⁽¹⁹⁾がある。

(野村健太郎)

Ⅶ 死刑

・ Moore 判決⁽²⁰⁾

本件は、知的障害 (intellectual disability) のある者に死刑を科すことが合衆国憲法修正 8 条に違反するとした Atkins 判決⁽²¹⁾、および、「被告人の IQ テストのスコアが70を超えている場合には、知的障害に関するほかの証拠を提出することは許されない」とする州裁判所の判断は修正 8 条に違反するとした Hall 判決⁽²²⁾を前提に、上告人の知的障害を否定したテキサス州裁判所の判断は修正 8 条に違反するとして破棄・差戻しとした2016年10月開廷期の Moore 判決⁽²³⁾の差戻審において、改めて上告人の知的障害を否定したテキサス州判

- (19) *Mont v. United States*, 139 S. Ct. 1826 (2019). トーマス裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官, ギンズバーク, アリート, カヴァノー各裁判官同調) のほか, ソトマイヨール裁判官の反対意見 (プライヤー, ケーガン, ゴーサッチ各裁判官同調) がある。
- (20) *Moore v. Texas*, 139 S. Ct. 666 (2019) (per curiam). ロバーツ長官の同意意見, アリート裁判官の反対意見 (トーマス, ゴーサッチ各裁判官同調) がある。
- (21) *Atkins v. Virginia*, 536 U.S. 304 (2002) [紹介, 浅香吉幹ほか「合衆国最高裁判所2001-2002年開廷期重要判例概観」アメリカ法2002年2号266-271頁(2002年), 小早川義則『デュー・プロセスと合衆国最高裁 I——残虐で異常な刑罰, 公平な陪審裁判』171頁(成文堂, 2006年), 岩田太『陪審と死刑——アメリカ陪審制度の現代的役割』374頁(信山社, 2009年), 椎橋隆幸編『米国刑事判例の動向 V』299頁〔中野日善則〕(中央大学出版部, 2016年)].
- (22) *Hall v. Florida*, 134 S. Ct. 1986 (2014) [紹介, 浅香吉幹ほか「合衆国最高裁判所2013-2014年開廷期重要判例概観」アメリカ法2014年2号294-298頁(2015年), 田中利彦ほか「アメリカ合衆国最高裁判所2013年10月開廷期刑事関係判例概観」比較法学49巻1号192-194頁〔滝谷英幸〕(2015年), 椎橋編・前掲注(21) 309頁〔中野日善則〕].
- (23) *Moore v. Texas*, 137 S. Ct. 1039 (2017) [紹介, 川澄真樹・比較法雑誌51巻4号123頁(2018年), 田中利彦ほか「アメリカ合衆国最高裁判所2016年10月開廷期刑事関係判例概観」比較法学52巻1号101-103頁〔藤井智也〕(2018

事上訴裁判所の判断の当否が争われた事案である。

被告人 Moore は、20歳の時に行った強盗の際に店員を射殺したとして、謀殺罪で死刑の判決を受けた。その後、Moore は知的障害者であることを理由に死刑の宣告を取り消すよう求めた。ヘイピラス・コーパスの請求を受けた州の地方裁判所 (state habeas court) は、州刑事上訴裁判所に対して Moore には死刑からの救済が与えられるべきであるとの意見を送付した。しかし、州刑事上訴裁判所——テキサス州の刑事事件に関する最上級裁判所——は、同裁判所の先例の基準からは Moore に知的障害は認められないとして死刑判決を維持した。Moore の上告を受理した連邦最高裁は、州刑事上訴裁判所の判断は修正 8 条に違反するとして、破棄・差戻しとした。これを受けた差戻審において、州刑事上訴裁判所は、知的障害は認められないという判断を改めて示した。

Moore の上告を受理した連邦最高裁は、州刑事上訴裁判所の判断は先の判決 (第 1 次 Moore 判決) において連邦最高裁が妥当でないと判断した分析と類似した分析に依拠し過ぎているとして、破棄・差戻しとした。その判断の大意は、以下のとおりである。

第 1 次 Moore 判決において、当裁判所は以下の 3 つの基礎的な法的判断基準を有効なものとして認めた。①知的機能の欠陥があり、かつ②適応上の欠陥 (adaptive deficits) が認められ、③これらの欠陥が若年期の間に顕出すること。これに対し、州刑事上訴裁判所の判断は、多くの例において、すでに当裁判所が不十分であると指摘した分析を繰り返している。まず、州刑事上訴裁判所の判断は、適応上の欠陥よりも、適応能力 (adaptive strength) に依拠している。また、当裁判所は、刑務所内における適応上の改善を判断の根拠にすることについては注意を促したにもかかわらず、州刑事上訴裁判所の判断はこれに強く依拠している。さらに、州刑事上訴裁判所は、Moore の欠陥のある社会行動が、人格障害によるものではなく、知的能力の欠陥によるものであることを Moore は示せていないと結論付ける。しかし、当裁判所は、第 1 次 Moore 判決において、州刑事上訴裁判所が彼の適応上の欠陥が人格障害に関連しないことを証明するよう求めたことについて、「臨床実務から逸脱している」とすでに指摘している。これらの当裁判所がすでに妥当でないと認めた分析を、州刑事上訴裁判所の判断から取り除いて残される根拠は、その結論が、Moore に

は知的障害があると認めた州の地方裁判所の結論とは異なるものになるとする根拠としては不十分である。

(藤井智也)

・ Madison 判決⁽²⁴⁾

1985年10月開廷期の Ford 判決⁽²⁵⁾では、残虐で異常な刑罰を禁じる修正 8 条によって、死刑宣告後に心神喪失に至った者は受刑能力を失い、これに対する死刑執行が禁じられるとされた。それに引き続いて、2006年10月開廷期の Panetti 判決⁽²⁶⁾では、精神障害を原因として、死刑囚が、自身が死刑を科される理由についての合理的理解 (rational understanding) を欠くに至った場合には、Ford 判決のいう心神喪失に該当するという基準が示された。本件は、死刑囚が認知症によって死刑の原因となった犯罪事実の記憶を喪失した場合に、両判決の基準のもと、修正 8 条によってその執行が禁じられるのかという点が問題となった事案である。

上告人 Madison は、1985年に謀殺で有罪判決を受け、アラバマ州裁判所によって死刑を宣告された。その後、収監された Madison は、2015年および2016年に立て続けに脳卒中を発症し、脳血管性認知症 (vascular dementia) と診断された。そこで、Madison は、この認知症により、死刑の原因となった犯罪事実の記憶が失われたため、受刑能力も失われたと主張し、州裁判所に刑の執行停止を申し立てたが、州裁判所はこれを斥けた。続いて、Madison は、連邦のヘイビアス・コーパスの救済を申し立てた。連邦最高裁は、Ford 判決および Panetti 判決によっては、死刑囚が犯罪事実についての記憶を喪失した

(24) Madison v. Alabama, 139 S. Ct. 718 (2019). ケーガン裁判官の法廷意見 (ロバーツ長官、ギンズバーグ、ブライヤー、ソトマイヨール各裁判官同調) のほか、アリート裁判官の反対意見 (トーマス、ゴースッチ各裁判官同調) がある。カヴァノー裁判官は本判決に参与していない。

(25) Ford v. Wainwright, 477 U.S. 399 (1986) [紹介、横藤田誠・判例タイムズ 642号55頁 (1987年), 中空壽雅・アメリカ法 1988年 1号151頁 (1988年), 小早川・前掲注 (21) 150頁, 椎橋編・前掲注 (21) 537頁 [清水真]].

(26) Panetti v. Quarterman, 551 U.S. 930 (2007) [紹介、田中利彦ほか「アメリカ合衆国最高裁判所2006年10月開廷期刑事関係判例概観」比較法学42巻 2号 340-342頁 [杉本一敏] (2009年) 【田中編『アメリカの刑事判例1——2003年10月開廷期から2007年10月開廷期まで』183-185頁 [杉本] (成文堂, 2017年)】, 杉本一敏・アメリカ法2009年 1号187頁 (2009年), 椎橋編・前掲注 (21) 544頁 [清水真]].

場合、それだけで受刑能力が失われるとする、明確に確立した連邦法は存在しないとし、そして、それゆえ、「1996年テロ対策及び効果的な死刑法 (Antiterrorism and Effective Death Penalty Act of 1996 (AEDPA))」が定める、合衆国法典第28編2254条 (d) のもとでのヘイビアス・コーパス申立要件を充足しないとして、Madison の申立てを斥けた⁽²⁷⁾。

その後、2018年に、アラバマ州が Madison の死刑執行期日を設定したところ、Madison は、認知症の悪化などの新事由を主張し、州裁判所に執行停止を再度申し立てた。しかし、この再度の申立てについても、州裁判所によって斥けられたことから、Madison は、連邦最高裁に上告受理の申立てを行った。

なお、一連の手續過程において、アラバマ州は、たとえ Madison が死刑の原因となった犯罪の記憶を喪失したとしても、自身が死刑を科される理由についての合理的理解を欠くには至っておらず、さらに、そもそも、Ford 判決および Panetti 判決は、当該死刑囚が重度の妄想に陥っていると主張された事件であることから、そのような状態に陥っていない Madison には、両判決の基準が妥当しないと主張しており、これらの主張の当否が、——Madison の実際の病状の認定に加えて——中心的争点となっていた。

上告を受理した連邦最高裁は、大要以下のように述べて、州裁判所の判決を破棄し、事件を差し戻した。

当裁判所は、今回は、州裁判所の判断の正当性を直接審査するものであるから、前回のヘイビアス・コーパスの申立ての審理と異なり、AEDPA の定める厳格な手続的要件は妥当しない。すなわち、今回は、Ford 判決および Panetti 判決が、Madison の受刑能力を否定する明確に確立した連邦法であるかという観点ではなく、両判決の基準に照らして、Madison の受刑能力が否定されるのかという観点からの判断を行う。

たとえ死刑囚が、死刑の原因となった犯罪事実の記憶を喪失した場合であっても、当該死刑囚に対する死刑執行が修正 8 条に反しないことがあり得る。Panetti 判決は、州が自身に対して死刑という刑罰を科すことについての、当該死刑囚の理解のみを問題としたものであって、当該死刑囚が死刑を科される原因となった犯罪についての記憶の有無を問題にはしていない。しかし、記憶喪失も、Panetti 判決の要件の検討にあたって考慮要素となる余地がある。記憶喪失という事情とその他の精神疾患とが組み合わさり、相互に影響すること

(27) *Dunn v. Madison*, 138 S. Ct. 9 (2017) (per curiam).

によって、当該死刑囚が、州が自身に死刑を科す理由を理解する能力を失う場合には、Panetti 判決の要件は充足される。

Panetti 判決の基準は、精神障害が特定の結果 (effect) を引き起こしたか否かに焦点を合わせるものであって、その原因 (cause) を詳しく証明することには何ら関心をもたない。Ford 判決および Panetti 判決は、ともに、当該死刑囚が重度の妄想に陥っていると主張された事件であったが、両判決の基準は、当該死刑囚が認知症やその他の疾患に罹患した場合であっても適用可能である。両判決は、原因となる精神障害が何であれ、自身に死刑が科される理由についての合理的理解を有しているか否かを基準としているのである。

州裁判所の判断は簡潔なものであり、記憶喪失の場合でも受刑能力が失われる余地があることを認識して下されたか否かが明らかではない。したがって、本判決を前提として、改めて Madison の受刑能力を検討させるべく、事件を州裁判所に差し戻す。

(佐藤友幸)

・ Bucklew 判決⁽²⁸⁾

本件は、ミズーリ州において謀殺罪その他の罪で有罪となり、死刑を宣告された上告人 Bucklew が、同州において2013年から——薬物注射による——死刑執行に使用されることになった薬剤ペントバルビタールの投与が、海綿状血管腫に罹患している自分には重大な苦痛を生じさせることになるとして、当該方法による死刑の執行が「残虐で異常な刑罰」を禁止した修正8条に違反する、との申立てを行った事件である。

ミズーリ州は、2014年5月21日に Bucklew の死刑執行を予定していたが、Bucklew はその12日前に本件申立てを行い、海綿状血管腫のためにペントバルビタールが身体に行き渡らない、使用される造影剤が血圧を急上昇させ腫瘍を破裂させる可能性がある、ペントバルビタールが自分の処方されている薬剤と相互作用を起こすなどとして、同州の死刑執行方法は自分に適用される限りで修正8条に違反するとの主張を行った。連邦地裁が申立てを斥けたため、Bucklew が上訴し、連邦最高裁は、上訴を受けた第8巡回区連邦控訴裁の審理

(28) Bucklew v. Precythe, 139 S. Ct. 1112 (2019). ゴーサッチ裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官, トーマス, アリート, カヴァノー各裁判官同調) のほか、トーマス裁判官の同意意見, カヴァノー裁判官の同意意見, ブライヤー裁判官の反対意見 (ギンズバーグ, ソトマイヨール, ケーガン各裁判官一部同調), ソトマイヨール裁判官の反対意見がある。

が終わるまで死刑執行の延期を認めた。第8巡回区連邦控訴裁は、死刑執行方法が修正8条の禁止する「残虐で異常な刑罰」に該当すると認められるためには、客観的に許容し難い危害のリスクが存在すること、かつ直ちに実践可能な死刑執行の代替方法が存在し、その代替方法によるときは重大な苦痛が生じる実質的なリスクが有意に減少すること、および、刑罰学的観点からみて、州がその代替方法を採用しないことに正当な理由が認められないことを、申立人の側において証明しなければならない、とする *Baze* 判決⁽²⁹⁾の相対的多数意見——その考え方は、のちに *Glossip* 判決⁽³⁰⁾の法廷意見で採用された——に従って審理を行い、本件申立てがこれらの証明を欠いていると判断したが、*Bucklew* に証明のための再度の機会を与えることとし、本件を連邦地裁に差し戻した。

差戻審において、*Bucklew* は上記証明の提示を拒否し続け、死刑執行方法の「適用上の違憲」を主張する場合には *Baze* 判決のいう証明責任を申立人が負担することはない、と主張したが、最後になって、現行の死刑執行方法によって自分が被る可能性のある苦痛についての主張内容を変え、ペントバルビタールによって完全に意識が喪失するまでの間（馬での実験では4分かかる）、血管腫の影響で呼吸が阻害されて窒息感に襲われることになることとし、代替方法として窒素ガスによる執行を主張した。

連邦最高裁は、大要以下のような判断を示して、*Bucklew* の申立てを斥けた。

前提として、*Baze* 判決が示した証明責任に関する法理は、*Glossip* 判決の法廷意見が明示したように、死刑執行方法に関して修正8条違反の申立てがなされた場合に例外なく適用されるものであり、本件のように、申立人が死刑執行方法の「適用上の違憲」を主張した場合にも妥当する。

Bucklew は、例えば火刑のような死刑執行方法は、誰に用いても「絶対的

(29) *Baze v. Rees*, 553 U.S. 35 (2008) [紹介, 田中利彦ほか「アメリカ合衆国最高裁判所2007年10月開廷期刑事関係判例概観」比較法学43巻1号158-159頁〔新谷一朗〕(2009年)【田中編・前掲注(26)215-217頁〔新谷〕, 小早川義則・名城ロースクール・レビュー18号169頁(2010年)].

(30) *Glossip v. Gross*, 135 S. Ct. 2726 (2015) [紹介, 田中利彦ほか「アメリカ合衆国最高裁判所2014年10月開廷期刑事関係判例概観」比較法学50巻1号104-107頁〔杉本一敏〕(2016年), 小早川義則・名城ロースクール・レビュー38号141頁(2017年), 小竹聡・法学セミナー761号74頁(2018年)].

に」残虐なものと認められるところ、ある死刑執行方法が、申立人の特異体質ゆえに申立人に限って重大な苦痛をもたらすリスクがあるという場合も、そのような執行方法はやはり「絶対的に」残虐なものと認めるべきだと主張する。しかし、Baze 判決と Glossip 判決が示しているように、死刑執行方法が許容されるか否かという問題は、その本質において、実践上利用可能な代替方法との「比較」の問題であり、そのような比較を捨象した「絶対的」評価に服すべき事柄ではない。

また、死刑執行方法の修正 8 条違反の主張が、申立人の特異体質を理由に「適用上の違憲」を主張するものとしてなされた場合 (as-applied challenge) と、誰に対して使用される場合であってもおよそ違憲であるとする「全面違憲」の主張としてなされた場合 (facial challenge) とで、死刑執行方法の許否に関して異なった判断基準が妥当することになるわけではない。

さらに、申立人が負っている証明責任も過大なものとは言えない。申立人は、他の州で採用されている薬物使用方法などに広く代替方法を探し求めることが可能であるから、およそ苦痛を軽減させる代替方法を提示できないといった状況はほとんど想定できない。

そこで、次に、Bucklew による本件申立てが、Baze 判決と Glossip 判決が示した基準を充たしているかについて判断すると、第 1 に、本件申立ては、「直ちに実践可能な死刑執行の代替方法」の提示になっていない。窒素ガス使用という主張は、空疎な提案の域を出ておらず、実際に当該方法による場合に具体的にどのような道具を使用し、どのような濃度のガスを用い、どの程度の吸引時間を確保し、執行者に対するガス漏れリスクにどのように対処するか、などの点について全く委細が尽くされていない。

さらに、州が代替方法を採用しないことに「正当な理由が認められない」といえるか、という点についても、窒素ガス使用という代替方法は過去に一度も実践例がなく、成功例の記録も存在していない全く新規の方法なのであるから、州がその採用を拒絶することにも正当な理由が認められる。

最後に、現行の薬物注射による死刑執行方法には「重大な苦痛が生じる実質的なリスク」があり、窒素ガスを使用した場合にはそのリスクが「有意に減少する」、という点に関しても十分な証明がなされているとはいえない。Bucklew は、静脈注射ラインが末梢静脈に施された場合には静脈破裂のおそれがあり、大腿部の静脈に施される場合には苦痛を伴う切断の施術が必要となる、などのリスクを指摘し、窒素ガスの使用にはこれらのリスクが伴わないと

主張するが、いずれのリスクもそれを回避することが可能である。また、Bucklew は、気管の血管腫のため、意識喪失までの間、窒息感に襲われるリスクがあり、窒素ガス使用の場合にはその時間が20秒から30秒の間だが、ペントバルビタール使用の場合にはそれが数分間に及ぶ、と主張するが、そのような事実を証明する証拠も何ら示されていない。

(杉本一敏)

VIII ハイビラス・コーパス

ハイビラス・コーパスに関する本開廷期の判決としては、死刑判決を受けた者による請求を認めた第6巡回区連邦控訴裁の判断について、実質的には Moore 判決⁽³¹⁾に基づいたものであり、同判決は、当初の州裁判所の判断よりもはるかに後に示されたものであるから、合衆国法典第28編2254条 (d) について「明確に確立した連邦法」には当たらないとして、破棄し、差し戻した Hill 判決⁽³²⁾がある。

(原田和往)

IX 刑事実体法

・Rehaif 判決⁽³³⁾

本件は、不法滞在外国人を含む一定の者の小火器の保持を禁じる合衆国法典第18編922条 (g) に故意で違反した者に10年以下の拘禁刑を科すことを規定した924条 (a) (2) に関して、検察官は被告人の行為の認識だけでなく被告人自身の身分の認識も証明しなければならないかが争われた事案である。

上告人 Rehaif は、大学に通うために非移民学生ビザでアメリカ合衆国に入国したが成績不振のために退学させられ、大学側から他大学に移籍するか出国しなければ在留資格が消滅すると告げられたが、移籍も出国もしなかった。

(31) Moore v. Texas, *supra* note 23.

(32) Shoop v. Hill, 139 S. Ct. 504 (2019) (per curiam).

(33) Rehaif v. United States, 139 S. Ct. 2191 (2019). プライヤー裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官、ギンズバーグ、ソトマイヨール、ケーガン、ゴースッチ、カヴァノー各裁判官同調) のほか、アリート裁判官の反対意見 (トーマス裁判官同調) がある。

Rehaif はその後試射場を訪れて小火器を 2 度発砲した行為につき、不法滞在外国人として小火器を保持したとして合衆国法典第 18 編 922 条 (g)、924 条 (a) (2) 違反で訴追され、有罪判決が下された。Rehaif は、事実審理の最後に裁判官が陪審に対して、検察官は Rehaif が自身の不法滞在を認識していたことを証明するよう要求されないと説示したことは誤っていると主張して控訴した。しかし、第 11 巡回区連邦控訴裁も、被告人の身分の認識の証明は不要であるとして有罪判決を維持した

連邦最高裁は Rehaif の上告を受理し、概ね以下のように述べて原判決を破棄した。

検察官は、被告人が自身は小火器の保持を禁じられた身分であると認識していたことを証明しなければならない。これは立法目的から根拠付けられる。コモン・ローに由来し従来支持されてきた解釈によれば、X-Citement Video 判決⁽³⁴⁾や Morissette 判決⁽³⁵⁾で示されたように、立法者意思は「それがなければ無罪の行為を犯罪にする条文上の各要素」について非難に値する心理状態を被告人が有していたことを要求している。一般的な許可要件を遵守すれば銃の保持は全く無罪であるから 922 条 (g) の被告人の身分は無罪の行為を犯罪とする要素であり、被告人に身分の認識がなければその行為を犯罪にするのに必要な意図が欠ける。

これに対して、検察官は、立法者意思は被告人の身分の認識を要求していないと主張するが、その論拠とする規定は被告人の身分と無関係に不法な行為に関するものであり、本件のように被告人の身分が無罪の行為を不法な行為から区別する「決定的な要素」となっている規定とは異なる。

また、検察官は外国人が「不法にあるいは違法にアメリカ合衆国に」滞在中かどうかという問題は法的問題であり、事実的問題ではないから、「法の不知」——あるいは「法の錯誤」——は許さずの原則が適用されると主張する。しかし、この原則が適用されるのは、被告人が犯罪の要素として必要とされる心理状態を有していながら「自身の行為を禁止する法の存在に気付かなかった」と主張する場合であり、本件のように被告人が自身について「不法にあるいは違法にアメリカ合衆国に滞在する」外国人であることを認識しておらず、法が要求する有罪に値する心理状態を有していない場合ではない。

(34) United States v. X-Citement Video, Inc., 513 U.S. 64 (1994).

(35) Morissette v. United States, 342 U.S. 246 (1952).

検察官はさらに、1986年以前に被告人の身分に関して故意を証明するよう検察側に要求しないというコンセンサスがあったとし、ある特定の法律上の文言が一定の司法上の解釈を受け、その後連邦議会が「同じ文言」を再び用いたときは、連邦議会はその司法上の解釈の追認を意図したと解すべきであると主張する。しかしながら、1986年以前にそのようなコンセンサスはなかったし、被告人が「認識しつつ」小火器保持の禁止に違反したときのみ有罪とされ得ることを明示する規定が1986年に加えられたのであるから、検察側が主張するようなコンセンサスを連邦議会が追認しようとしたという推認はほぼ不可能である。検察官は1986年法が被告人の行為についての認識を証明するよう検察側に要求することを示すとして、下院の報告書の記載を指摘するが、この記載の文脈からは行為に身分を含むとしているようにも読み取れる。いずれにせよ、他の記載は「認識しつつ」という文言が行為と身分の両方に適用されることを示している。したがって、ここでは立法経緯は決定的でない。

(大庭沙織)

・Davis 判決⁽³⁶⁾

本件は、数個の強盜行為と強盜を目的とした共謀によって有罪判決を受けた被告人の、強盜の共謀の量刑について、合衆国法典第18編924条(c)による加重処罰の合憲性が争われた事案である。

924条(c)は、暴力的犯罪または薬物密売犯罪の際にまたはこれらの犯罪に関連して、火器が使用、運搬、または、所持された場合に、量刑の下限を引き上げる規定である。暴力的犯罪については、924条(c)(3)に定義規定が置かれ、重罪であり、①人または他人の財産に対して、物理的な実力の行使またはその試み、物理的な実力を用いる旨の脅迫が要素となる犯罪(924条(c)(3)(A))、②その性質に照らし、犯罪遂行の過程で、人または他人の財産に対して物理的な実力が用いられるかもしれない実質的な危険性を含む犯罪(同(B))であると定義されている。前者が要素条項、後者が残余条項と呼ばれ

(36) *United States v. Davis*, 139 S. Ct. 2319 (2019). ゴーサッチ裁判官執筆の法廷意見(ギンズバーグ、ブライヤー、ソトマイヨール、ケーガン各裁判官同調)のほか、カヴァノー裁判官の反対意見(トーマス、アリート各裁判官同調、ロバーツ長官一部同調)がある。

(37) *Johnson v. United States*, 135 S. Ct. 2551 (2015) [紹介、田中ほか・前掲注(30)116-117頁〔田山聡美〕]。

る。残余条項に関しては、すでに、Johnson 判決⁽³⁷⁾および Dimaya 判決⁽³⁸⁾において、本件で問題となる924条(c)(3)(B)とほぼ同様の規定について、漠然性ゆえに違憲であるとの判断が示されている。

本件では、検察官が、924条(c)(3)(B)の違憲を避けるため、新たな解釈を示し、この適否が問題となった。検察官の主張は、従来、残余条項の適用の可否に関しては、行われた犯罪について、当該犯罪類型の通常の場合を想定し、残余条項が規定する危険性の有無を判断していた——カテゴリー的アプローチ——が、このような判断では漠然性ゆえに違憲との判断は免れ得ないものであるとしても、実際に行われた犯罪行為によって危険が創出されたかを判断する——事件ごとのアプローチ——という理解をとれば、漠然性の問題は生じず違憲とはならないとし、同条項の解釈では後者のアプローチがとられるべきであるというのである。

これに対して、連邦最高裁は、大要、次のように判示し、検察官の主張を排斥し、事件ごとに危険性を判断するアプローチは採用されるべきではないとした。

漠然性ゆえに違憲の法理は、デュー・プロセスと権力分立という連邦憲法上の支柱の上に成り立っている。検察官が主張するように、924条(c)(3)(B)の解釈について、事件ごとのアプローチをとれば、漠然性が回避できるとしても、このようなアプローチは、同条項の文言、他の条文との関係、および立法経緯から、受け容れられるものではない。

924条(c)(3)(B)は、「その性質に従い」という文言を用いている。これは行われた犯罪が「類として」同条項の規定する危険性を有するかどうかを判断すべきことを示している。本件で問題となる残余条項と同様の規定は、合衆国法典第18編16条にもみられるが、当裁判所は、この規定については、カテゴリー的アプローチを採用すべきことを明らかにしている。924条(c)(3)(B)および16条は、これら以外の規定においても、参照の対象となっているが、前者が事件ごとのアプローチを求め、後者がカテゴリー的アプローチを求めているとすれば、連邦法は、無秩序な状態になってしまう。両者は、ともにカテゴリー的アプローチにより解釈されるべきである。

立法経緯もカテゴリー的アプローチを採用する根拠となる。924条(c)の立

(38) Sessions v. Dimaya, 138 S. Ct. 1204 (2018) [紹介、田中ほか・前掲注(1) 161-163頁〔桑島翠〕]。

法当初、同条は16条の規定をそのまま引き写し、加重処罰の対象となる前提犯罪を暴力的犯罪に限定せず重罪一般と定めていた。その後、924条(c)(3)(B)は、適用対象となる前提犯罪を「暴力的犯罪」に限定し、その定義規定を置くことになったが、仮に事件ごとのアプローチをとる場合、銃器が用いられるなどしたにもかかわらず、人または他人の財産に対して物理的実力が用いられる実質的危険が認められない場合はほとんど考えられず、立法府によるこのような適用範囲の限定の趣旨に反することになる。

検察官は、憲法判断回避原則も持ち出すが、当裁判所は、処罰範囲の限定化を行うことによって、そのままでは違憲とならざるを得ない法律を合憲とすることはあっても、処罰範囲を拡張して合憲の判断を導くことはしていない。このような解釈を行うことは、被告人に対して不意打ちになり、デュー・プロセスの侵害となり得るし、また、立法府が犯罪であると規定していない行為について処罰を認めることになるから、権力分立にも反するのである。

検察官が主張する、事件ごとに暴力的犯罪が行われる実質的な危険があったかという判断方法は、立法府がとり得る選択肢ではあっても、裁判所がとり得る選択肢ではない。

(芥川正洋)

・その他

刑事実体法に関する本開廷期の判決としては、ほかに、合衆国法典第18編922条(g)(1)違反の火器の不法所持により有罪とされた被告人らに対する、暴力的重罪の前科が3犯以上ある者について加重処罰を定めた武装常習犯罪者法の規定(924条(e)(1))の適用に関し、被告人らの州法上の前科が同法の暴力的重罪の定義規定(同(2)(B))でその1つに掲げられている不法目的侵入(burglary)に該当するか否かが争点となった事案において、これを否定的に解した第6巡回区連邦控訴裁の判決を破棄して差し戻したStitt判決⁽³⁹⁾、被告人の前科である強盗が、武装常習犯罪者法の定義規定で暴力的重罪の1つに掲げられている、他人の身体に対する有形力の行使などに該当するか争点となった事案において、これを肯定したStokeling判決⁽⁴⁰⁾、無担保社債発行予

(39) United States v. Stitt, 139 S. Ct. 399 (2018). 法廷意見はブライヤー裁判官が執筆(全裁判官一致)。

(40) Stokeling v. United States, 139 S. Ct. 544 (2019). トーマス裁判官執筆の法廷意見(ブライヤー, アリート, ゴーサッチ, カヴァノー各裁判官同調)のほか、ソトマイヨール裁判官の反対意見(ロバーツ長官, ギンズバーグ, ケ

定会社の資産の価値がわずかであることを知っていたにもかかわらず、上司の指示により、当該社債の購入見込み客に対してこれを伝えた証券会社の幹部社員が、証券取引所法や証券取引委員会規則10b-5などの違反を理由に、証券取引委員会による民事制裁金、業務資格はく奪などの行政処分の対象となり、これに対して同人が提起した取消訴訟において、当該幹部社員の行為は、Janus Capital Group, Inc. 判決⁽⁴¹⁾に鑑み、同規則10b-5 (b) の「する」には当たらないが、同規則10b-5 (a) および (c) には該当するとしたコロンビア特別区連邦控訴裁の判断を支持した Lorenzo 判決⁽⁴²⁾、州法上の住居への侵入罪の前科が武装常習犯罪者法の不法目的侵入かどうかが争点となった事案において、これを肯定した Quarles 判決⁽⁴³⁾がある。

(田中利彦)

X その他

・Timbs 判決⁽⁴⁴⁾

本件は、合衆国憲法修正 8 条の「過重な罰金の禁止」条項が、「州は、何びとからも、法の適正な過程によらずに、その生命、自由または財産を奪ってはならない」⁽⁴⁵⁾とする修正14条のデュー・プロセス条項を通じて州に対しても適用されるのか否かが問題となった事案である。

上告人 Timbs は、州裁判所において薬物取引と窃盗共謀の事実で有罪とさ

ーガン各裁判官同調) がある。

- (41) Janus Capital Group, Inc. v. First Derivative Traders, 564 U.S. 135 (2011) [紹介、藤林大地・旬刊商事法務1964号57頁 (2012年)、湯原心一・比較法学46巻2号236頁 (2012年)].
- (42) Lorenzo v. SEC, 139 S. Ct. 1094 (2019). プライヤー裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官, ギンズバーグ, アリート, ソトマイヨール, ケーガン各裁判官同調) のほか、トーマス裁判官の反対意見 (ゴースッチ裁判官同調) がある。カヴァノー裁判官は本判決に関与していない。
- (43) Quarles v. United States, 139 S. Ct. 1872 (2019). 法廷意見はカヴァノー裁判官が執筆 (全裁判官一致)。トーマス裁判官の同意意見がある。
- (44) Timbs v. Indiana, 139 S. Ct. 682 (2019). ギンズバーグ裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官, プライヤー, アリート, ソトマイヨール, ケーガン, ゴースッチ, カヴァノー各裁判官同調) のほか、ゴースッチ裁判官の同意意見、トーマス裁判官の結論同意意見がある。
- (45) 田中英夫編『BASIC 英米法辞典』235頁 (東京大学出版会, 1993年)。

れ、1年の在宅拘禁 (home detention) と5年の保護観察——薬物依存治療プログラムを受けることを含む——の言渡しを受けた。Timbs はまた、1,203ドルの訴訟費用の負担を命じられた。

警察は、Timbs を逮捕した時、同人の自動車を差し押さえていた。それは、Timbs が父親の死亡で受け取った保険金によって購入したものであり、支払金額は約4万2,000ドルであった。

州は、Timbs の自動車はヘロインの運搬に用いられたとし、その没収を求めて民事訴訟を提起した。Timbs が有罪答弁をした後、民事の事実審裁判所は、自動車の没収について審理し、結局、当該自動車が犯罪に用いられたことは認めつつも、それを没収することは、同人の薬物犯罪に対してあり得る罰金の上限が1万ドルであることに照らすと、犯罪との均衡を著しく失し、修正8条の「過重な罰金の禁止」条項に違反するとして、州の訴えを斥けた。州の控訴裁判所も事実審裁判所の判断を支持したが、しかし、州最高裁は、「過重な罰金の禁止」条項は州政府に対して適用されないとした。

Timbs の上告を受理した連邦最高裁は、以下のような判断を示して、原判決を破棄し、事件を差し戻した。

1791年に成立した連邦憲法の権利章典は、もともとは連邦政府に対してのみ適用されるものであった。しかし、南北戦争後に設けられた修正14条を通じて、連邦憲法上の権利は、州政府に対しても適用され得ることになった。そして、特定の権利が修正14条を通じて州政府に対して適用される——「編入 (incorporate)」される——か否かは、当該権利が「我が国の秩序ある自由の体系上基本的な」ものであるか否か、あるいは、「我が国の歴史と伝統に深く根ざした」ものであるか否かによって決せられる。

「過重な罰金の禁止」条項の起源は、少なくとも1215年のマグナ・カルタにまでさかのぼる。また、過重な罰金の禁止は、名誉革命時の「権利章典 (Bill of Rights)」でも確認された。そして、アメリカの植民地時代の法にも、過重な罰金の禁止を定めるものがあつた。

1787年の時点で、8つの邦 (State) ——その人口は、当時のアメリカ全体のその7割を占める——の憲法が過重な罰金の禁止を定めていた。また、修正14条が成立した1868年の時点では、全37州のうち、35州が、憲法に過重な罰金を禁止する明文規定を置いていた。1866年の市民的権利に関する法律 (Civil Rights Act of 1866) についての連邦議会の議論などにも、当時の南部諸州が黒人に対して科していた過酷な罰金の制度への言及がみられる。そして、今日で

は、すべての州の憲法が過重な罰金の禁止を定めている。

過重な罰金は、連邦憲法上の様々な自由の保障との関係でも問題となる。例えば、それは、政治的敵対者の言論を委縮させることなどに用いられる可能性がある。また、罰金は、税金とは別に国家の歳入源となることから、制度が濫用されるおそれがある。

したがって、過重な罰金の禁止は、「我が国の秩序ある自由の体系上基本的な」ものであり、「我が国の歴史と伝統に深く根ざした」ものであると解される。

被上告人は、「過重な罰金の禁止」条項が修正14条を通じて州政府に対して適用されるとしても、同条項を民事没収（*civil in rem forfeitures*）に適用することは、「我が国の秩序ある自由の体系上基本的な」ものでも、「我が国の歴史と伝統に深く根ざした」ものでもないと主張する。

しかし、第1に、当裁判所は、Austin 判決⁽⁴⁶⁾で、連邦政府による民事没収は、懲罰的な（*punitive*）意味もあるという場合には、「過重な罰金の禁止」条項の適用を受けるとしている。被上告人は、Austin 判決は覆されるべきであるとするが、これは、州裁判所の手続においてなされていない新たな主張であって、当裁判所でとり上げることはできない。

また、第2に、「我が国の秩序ある自由の体系上基本的な」ものであるか否か、あるいは、「我が国の歴史と伝統に深く根ざした」ものであるか否かは、連邦憲法上の特定の権利について問われるものであって、当該権利の個々の——あるいは、すべての——適用場面について問われるものではない。つまり、民事没収に「過重な罰金の禁止」条項を適用することが「基本的な」ものであるか否か、あるいは、「深く根ざした」ものであるか否かは、論じる必要がないのである。

(小川佳樹)

・ Gundy 判決⁽⁴⁷⁾

本件は、性犯罪者（*sex offender*）に対して居住地等における登録を義務付

(46) Austin v. United States, 509 U.S. 602 (1993).

(47) Gundy v. United States, 139 S. Ct. 2116 (2019). ケーガン裁判官執筆の相対的多数意見（ギンズバーグ、ブライヤー、ソトマイヨール各裁判官同調）のほか、アリート裁判官の結論同意意見、ゴーサッチ裁判官の反対意見（ロバーツ長官、トーマス裁判官同調）がある。カヴァノー裁判官は本判決に関与していない。

ける「性犯罪者登録及び通知法 (Sex Offender Registration and Notification Act)」が、合衆国憲法 1 条に適合するか否かが争われた事案である。

連邦議会は、2006年に制定された同法により、性犯罪者に対して「居住地、勤務地及び就学地」における登録を義務付け、罰則をもってこれを担保する規定を制定した。「最初の登録 (initial registration)」は、「登録要件が生じる犯罪に係る拘禁刑の刑期が終わる前に」、有罪判決を受けた地で行われなければならないが、「法制定前に性犯罪で有罪判決を受けた者」については、連邦司法長官に、登録要件の「適用可能性を示し (to specify the applicability)」, 登録のための規則を定める権限が認められている。

被告人 Gundy は、法制定の前年に、未成年者に対する性的暴行のために、メリーランド州法のもとで有罪判決を受けた。収監された Gundy は、2012年に釈放され、ニューヨークに住んでいたが、性犯罪者として登録しなかったため、数年後、未登録を理由に有罪判決を受けた。連邦地裁および第 2 巡回区連邦控訴裁は、連邦議회가、法の適用可能性を示す権限を連邦司法長官に委任したのは違憲であるという Gundy の申立てを認めなかった。

連邦最高裁は、当該規定は合衆国憲法 1 条に違反しないとして、原判決を維持した。相対的多数意見は、大要、次のとおりである。

1 条は、「すべての立法権は、合衆国議会に属する」と規定している。これに基づき、連邦議회가、立法権を他の部門に委任することは許されない。しかし、連邦議会は、法の実施につき、執行機関に実質的な裁量を委ねることが可能である。それゆえ、連邦議회가、権限を行使するための明確な原則を定めている限りで、委任は合憲である。

司法長官には、登録が「実行可能となり次第 (as soon as feasible)」, 法制定前に性犯罪で有罪判決を受けたすべての者に対して、上記の規定を適用することが求められる。「即時の登録 (instantaneous registration)」が実行可能ではないかもしれないので、連邦司法長官による判断を先行させることを条件とした。法の制定により、これらの者の新たな登録が必要となり、また、その多くはすでに釈放されている。そのため、連邦議会は、法の実施に責任を負う司法省に、そこで生じる問題の精査を求めたのである。

Gundy は、上記の規定が、登録を永遠に免除することも含めて、すべての権限を連邦司法長官に委任していると主張した。しかし、法の「文脈 (context)」や「目的 (purpose)」に照らして解釈すれば、実行可能となり次第、法制定前に性犯罪で有罪判決を受けた者を登録することが求められている

ことは、明らかである。連邦司法長官がこれを拒めば、公衆の保護のために「包括的で国家的なシステム (comprehensive national system)」を確立するという、連邦議会が公表した法の目的に合致しないであろう。これらの者の登録は重要であるが、多くの者が登録要件に「従い得なかった (unable to comply)」。それゆえ、そこで生じる問題に取り組むために、連邦司法長官に必要な時間が与えられたのである。

「適用可能性を示す」とは、これらの者に対して「法を適用するか否か (whether) を示す」ことではなく、過渡期において遅れが生じる場合に、「法をどのように (how) 適用するかを示す」ことを意味する。したがって、上記の規定による委任は、十分に連邦憲法の範囲内にある。当裁判所が過去に支持してきた委任と比べても、そこでは、明らかに小さな権限が与えられている。

(渡邊卓也)

・その他

以上のほか、州の法執行関係の元職員の年金について州がこれを非課税としている一方、合衆国執行官事務所 (United States Marshals Service) を退職した者に対して連邦政府から支払われる年金には課税していることについて、給与や報酬の源泉を理由として連邦の職員を差別するものでない限り連邦職員の給与などに対する州の課税に同意する旨規定した合衆国法典第 4 編 111 条に違反する差別に当たるとした Dawson 判決⁽⁴⁸⁾、退去強制手続中の外国人の身柄の拘束について定めた合衆国法典第 8 編 1226 条の規定の解釈が争点であった Preap 判決⁽⁴⁹⁾、2000 年にイエーメンで給油中の米海軍駆逐艦に対するアル・カイダのミサイル攻撃により死亡した乗組員の家族が、当該攻撃についてスーダンが重要な支援を与えたことを理由に、1976 年外国主権免除法による主権免除の例外規定に基づいて同国を連邦地裁に訴え、欠席判決を得たうえで、裁判所の執行命令に基づいて当該判決の執行をしようとしたところ、スーダン政府が、訴状が本国の外務大臣宛てでなく、在米の大使館の住所に送付されているため判決自体が無効であるとして当該命令の効力を争った事件において、スー

(48) Dawson v. Steager, 139 S. Ct. 698 (2019). 法廷意見はゴーサッチ裁判官が執筆 (全裁判官一致)。

(49) Nielsen v. Preap, 139 S. Ct. 954 (2019). アリート裁判官執筆の一部法廷意見 (ロバーツ長官, カヴァノー裁判官同調, トーマス, ゴーサッチ各裁判官一部同調) のほか, カヴァノー裁判官の同意意見, トーマス裁判官の一部同意・結論同意意見 (ゴーサッチ裁判官同調), プライヤー裁判官の反対意見

ダン政府側の主張を認めた Harrison 判決⁽⁵⁰⁾、連邦政府に対する虚偽の請求に対して民事制裁金と損害額の3倍の賠償義務を定めた虚偽請求法に基づき、私人である関係人 (relator) が提起し、政府の参加のない訴訟において、争点となった出訴期限に関する規定 (合衆国法典第31編3731条 (b)) の適用について、知った時もしくは知り得べき時から3年または虚偽請求のあった時から10年と定めた同条 (b) (2) の規定は政府の参加がない場合でも適用があるとしつつ、当該知った時もしくは知り得べき時とは虚偽請求について措置すべき立場にある公務員についていうものであるとした Cochise Consultancy, Inc. 判決⁽⁵¹⁾、株主の1人に対して他の株主および会社が州裁判所に提起した訴訟の進行中に、被告が破産の申立てをして免責決定を受けたという状況下で、勝訴した原告らが、被告は当該訴訟手続において破産申立前の争いを再開したとして同申立後の弁護士費用の支払いを求める申立てを行い、州裁判所がその申立てを認めて弁護士費用4,500ドルの支払いを命じたことについて、被告であった当該破産債務者が、破産裁判所に対し、州裁判所での争いを再開した事実はなく、当該弁護士費用回収の試みは免責決定によって禁じられているとして、債権者である原告らを民事裁判所侮辱に問うことを求め、原告らを民事裁判所侮辱に問い得る責任原因が争点となった事案について、主観的基準——債権者である原告らが善意かどうか——を採用した第9巡回区連邦控訴裁の判断を斥け、「当該免責決定が債権者の当該行動を禁じているか否かについての疑問のもっともな根拠がない」といえるかによるとした Taggart 判決⁽⁵²⁾、2009年にニューヨーク州トロイ市で行われた予備選挙で不在者投票の偽造の疑いの調査のために選任された特別検察官の捜査で標的とされ、起訴された郡選挙管理委員会の委員が1度目は審理無効となり、2度目はすべての訴因について2012年12月21日に無罪となって、その後の2015年12月18日、合衆国法典第42編1983条の規定に基づいて当該特別検察官を務めた人物を訴えた事件で、3年の出訴期限

(ギンズバーグ、ソトマイヨール、ケーガン各裁判官同調) がある。

(50) Republic of Sudan v. Harrison, 139 S. Ct. 1048 (2019). アリート裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官, ギンズバーグ, プライヤー, ソトマイヨール, ケーガン, ゴーサッチ, カヴァノー各裁判官同調) のほか、トーマス裁判官の反対意見がある。

(51) Cochise Consultancy, Inc. v. United States *ex rel.* Hunt, 139 S. Ct. 1507 (2019). 法廷意見はトーマス裁判官が執筆 (全裁判官一致)。

(52) Taggart v. Lorenzen, 139 S. Ct. 1795 (2019). 法廷意見はプライヤー裁判官が執筆 (全裁判官一致)。

はいつから進行するかが争点となった事案において、出訴期限は、原告の有利に当該刑事手続が終了した時に始まるとして、出訴期限は経過していないとした McDonough 判決⁽⁵³⁾がある。

(田中利彦)

(53) McDonough v. Smith, 139 S. Ct. 2149 (2019). ソトマイヨール裁判官執筆の法廷意見（ロバーツ長官，ギンズバーグ，ブライヤー，アリート，カヴァノー各裁判官同調）のほか，トーマス裁判官の反対意見（ケーガン，ゴースッチ各裁判官同調）がある。